

会 議 録

会議名 (審議会等名)	令和6年度第4回相模原市コンプライアンス推進委員会 (Web会議)		
事務局 (担当課)	コンプライアンス推進課 電話042-707-7040 (直通)		
開催日時	令和7年1月14日 (火) 午前10時00分～11時10分		
傍聴会場	相模原市役所 会議室棟2階 第9会議室		
出席者	委員	3人 (別紙のとおり)	
	その他	0人	
	事務局	5人 (総務局参事、コンプライアンス推進課長、他3人)	
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由			
議 題	1 「コンプライアンス推進の取組についての意見書」の提出について 2 令和6年度内部統制中間評価について 3 令和6年度相模原市内部統制中間評価報告書(案)について		

議 事 の 要 旨

主な内容は次のとおり。

1 「コンプライアンス推進の取組についての意見書」の提出について

資料1-1「コンプライアンス推進の取組についての意見書」について、意見交換を行った。

(松井委員長) 資料1-1について、前回の議論を踏まえての修正案であるが、何か意見はあるか。

(亀重委員・白澤委員) なし。

(松井委員長) 意見書について、完成としてよろしいか。

(亀重委員・白澤委員) よい。

(松井委員長) 意見書を完成とし、相模原市コンプライアンス推進委員会として、資料1-2「鑑文」を添えて、意見書を相模原市に提出する。

2 令和6年度内部統制中間評価について

事務局より資料2に基づき「令和6年度内部統制中間評価」について説明し、意見交換を行った。

(松井委員長) 議論して確認しておかなければいけないのは、重大な不備とするかしないかということについては、重大な不備としないという結論であり、運用上の重大な不備を考慮する目安に1つでも該当する不備は、6件あるということ、参考として令和6年度中間評価において把握した不備一覧についても、併せて確認したところである。資料2について、意見はあるか。

(亀重委員) 9ページNo24の支払失念に関連して、概算で支払うことについて、市が、まず支出命令書という帳票を起票する概算払という制度があるということか。

(事務局) そのとおりである。例えば、100,000円を概算払とする契約を締結した場合、市は事業者に対して業務履行前に100,000円の支出命令書を起票し、概算金額を支払い、業務履行後、債務金額が確定した時に精算を行う制度である。ただし、No24の支払失念は、請求書を受領したものの、支払いを失念し、業務を履行されてしまったというものである。

(亀重委員) 承知した。100,000円を概算払で支払った場合、結局90,000円で確定すれば、10,000円返してもらえるという

ことでよいか。

(事務局) そのとおりである。

(亀重委員) その制度自体に問題があるのではないかという気がした。

(事務局) 9 ページ No 2 4 の概算払については、地方自治法で定められている支払方法となるため、相模原市独自というものではないことを補足する。

(亀重委員) 次に、10 ページ No 2 9 の仕様書等の誤りについて、金額的な損失、経費が0円ということだが、通常であれば中間業者が絡んだ場合、そこに一定の報酬があり、下請けに回っていると考えられると思うが、その金額の算定において、市が直接許可業者と契約するよりも金額が高かった等の検証はあったのか。

(事務局) この委託契約は、本来、清掃と一般廃棄物の収集運搬をまとめるものではなく、個別に契約を締結するべきもので、これまでの契約から一般廃棄物の収集運搬の部分を除くというマイナスの影響額と、新たに別の契約にするというプラスの影響額が生じるが、別の契約が、まだ成立していないため、影響額が現時点では算出できていないところである。事務局で金額の算定ができないか所管課に調査を行ったところだが、影響額の規模が判断に影響を与えるような大きなものになるとは考えていない。

(亀重委員) 期間が10年超の3件の詳細は、まだ調べられていないということによいか。

(事務局) 金額の確定という意味では、そのとおりである。現時点では、別の契約が、まだ成立していないため、影響額が算出できていないところである。

(亀重委員) 承知した。

(松井委員長) 白澤委員から意見はあるか。

(白澤委員) ない。

(松井委員長) では、事務局案のとおりとする。

3 令和6年度相模原市内部統制中間評価報告書(案)について

事務局より資料3、資料4に基づき、「令和6年度内部統制中間評価報告書(案)」について説明し、意見交換を行った。また、資料5に基づき、「令和7年度内部統制の取組(案)」について説明し、意見交換を行った。

(松井委員長) 令和6年度相模原市内部統制中間評価報告書の評価項目については、従前のものから変更が無いということもあり、この報告書の内容で良

いと考えるが、何か意見はあるか。

(亀重委員) 資料3の2ページ(イ)、資料4の28ページ(ウ)管財課による財産管理事務における確認について、確認対象文書件数と是正文書件数に対する是正割合が17.35%と高くなっているのは、マニュアルや組織的な問題があるのか。

(事務局) 管財課で財産管理事務処理マニュアルを全庁に共有し取り組んでいるところだが、内部統制制度開始当初の是正割合は22.86%であり、減少しているところである。元々割合が高かったというところはある。他の日常的モニタリングと異なるところと言えば、財産管理に関する決裁の合議に管財課が入り、内容を確認しているため、軽微な修正であっても日常的モニタリングという名目で指摘がされるというところはあると思う。

(亀重委員) 承知した。

(松井委員長) 日常的モニタリングの推移は分かるか。

(事務局) 会計課においては、若干の増加傾向にあると考えている。内部統制制度開始当初の是正割合は3.23%であった。ここまでじわじわと増加してきているというところである。ただし、この是正割合が、高ければいいのか、低ければいいのかというところも視点によって違うと考えている。会計課による日常的モニタリングの精度が上がれば、是正割合が高まり、未然にミスが起こることを防止できているという見方、起票した伝票にミスがあり、会計課が是正指示を行うという意味で、是正割合が下がった方が良いという見方が同時にあると思う。

(松井委員長) 下水道も同様か。

(事務局) 下水道は、審査対象となる伝票が会計課に比べてとても少なく、高くなったり、低くなったりを繰り返しているような状況であり、傾向が明らかになっているとまでは言えないと感じている。原因を所管課に確認してみたが、やはり母数が少ないということで、担当者の変更があると、是正割合が急に上がるという人事異動等による影響も如実に是正割合に出てしまうというようなことを聞いている。簡易下水道も同じような傾向にある。管財課は、他の財務伝票に比べて是正割合が高くなっているが、どちらかといえば減少の傾向にあるというところである。ここで若干上がってしまっているところもあるが、内部統制制度開始当初の是正割合は22.86%の是正指示を行い、未然にミスを防止していたという状況にある。

(松井委員長) 担当者によって推移するというのは、あまりよろしくないと思うが、その辺りは、引継事務をしっかりと行い、チェックの体制を継承してい

ただきたい。

(事務局) 承知した。

(松井委員長) 数値について、確かに事前にチェックできた方が良いが、もちろんそもそも少ない方が更に良いのであり、是正項目の内訳も少し丁寧に見ていただきながら、各局単位で、どの是正項目が多いのか、ガイドラインに書くなど、対応していいと思う。

(事務局) この結果については、年に2回、各局に指摘事項をフィードバックする取組を行っているところである。

(松井委員長) 承知した。何か意見はあるか。

(亀重委員・白澤委員) ない。

議事録の署名については、委員長のほか署名委員を亀重委員とする。

次回開催日程については、令和7年3月中旬に開催することとした。

以 上

相模原市コンプライアンス推進委員会委員出欠席名簿

	氏名	所属等	備考	出欠席
1	松井 望	東京都立大学 都市環境学部 都市政策科学科教授	委員長	出席
2	亀重 恵美子	税理士	委員長代理	出席
3	白澤 章子	弁護士		出席